

標 題：

日本籍 I M Oコード適合ケミカル
タンカー及びガスキャリアーの
定期的検査

NK テクニカル インフォメーション

No. 14

昭和59年 4月16日

関係船主 各 位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

昨年7月 I M Oにおいて、I M Oケミカルコード（決議A212（VII））及び I M Oガスキャリアーコード（決議A328（IX））の第10回改正及び第4回改正が正式に採択され、1983年6月14日以降適用されています。

特にこれら改正のうち、検査に関する規定が大幅に改正され、I M Oコードで規定される新船及び現存船に対して1984年6月14日以降適用されることになっています。

検査に関する改正内容は、従来規定されていた

1. 2年（ガスキャリアーコードでは30ヶ月）を超えない間隔で行われる設備の検査
2. 5年を超えない間隔で行われる構造の検査

に替えて次が規定されています。

即ち、

1. 就航前もしくは初めて適合証書を取得する際の初会検査（Initial Survey）
2. 5年を超えない範囲で主管庁の定める定期的検査（Periodical Survey）
3. 適合証書の有効期間内に少なくとも1回行う中間検査（Intermediate Survey）
ただし、適合証書の有効期間中に1回だけ中間検査を行う場合は、その有効期間の中間日の前後6ヶ月以内に行う。
4. 適合証書の発行日に相当する毎年の日の前後3ヶ月以内に行う年次検査（Annual Survey）
5. 設備の修理、新設等があった場合の追加検査（Additional Survey）

この改正をうけて、日本政府は既に上記改正検査規定を適用することを表明していますので今後船級の定期的検査あるいは国際満載吃水線検査の受検の際にあわせて上記 I M Oコードで規定する検査を受検する必要があります。

以 上

追伸 本件に関し不明な点がある場合は、本部技師長室までご連絡下さい。